

総務委員会議案説明資料

令和元年 7 月 3 日

件 名	頁
1 第 6 8 号 議 案 足立区長等の給料の特例に関する条例・・・・・・・・・・	1

(総 務 部)

第 6 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 3 日

件 名	足立区長等の給料の特例に関する条例
所管部課名	総務部 総務課
内 容	<p>1 提案の趣旨 保育所整備を所管する子ども家庭部は、国からの補助対象についての通知の確認を怠り、変更点を見落としした。 国の通知では本来行ってはならない補助金内示前の事業者との借地契約を締結したため、国の土地借料加算が適用外となり、補助金額が内示額 307,764,000円から42,188,000円減額となった。 このことにより、事業者の今後の保育園運営に支障が生じないように、区は補助金減額分を解決金として支払うことになった。 職員が変更点の確認を怠り、事務を適切に執行しなかったことにより、区の財政に影響を及ぼしたことを真摯に受け止め、区長、副区長、教育長がその責任と区民への陳謝の意を表するとともに、再発防止に向け、自ら厳しい姿勢を示す。</p> <p>2 条例の概要 区長、副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。 令和元年8月分 10%</p> <p>3 条例案 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和元年8月1日</p>
今後の方針	今回の件を教訓とし、今後同様の事態が発生しないよう適正な事務執行に努める。

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、条例別表第1に掲げる区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和元年8月1日から施行し、同月31日限り、その効力を失う。